平成２４年（フ）第５９６号
北海道恵庭市恵み野南４丁目７番７
債務者　河井　邦夫
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６０６号
札幌市豊平区月寒東２条５丁目11番15号
債務者　小川　量代
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６２４号
札幌市中央区南12条西12丁目１番45号　グランバリュー山鼻502号
債務者　吉井　穂波
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６３０号
札幌市南区澄川２条２丁目４番17号　アスクホーム２号
債務者　佐藤　伸雄
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６３３号
札幌市南区石山１条２丁目４番65―1102号
債務者　二川亜瑞沙（旧姓片江）
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６６０号
札幌市豊平区豊平４条１丁目４番18号　第２ときわマンション12号
債務者　千葉千留子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６６３号
札幌市北区屯田11条３丁目１番33―102号
債務者　松本ゆきみ（旧姓原・青木）
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７７号
北海道北広島市輝美町５番地１　Ａ３―402
債務者　寺口　元康
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７８号
北海道北広島市輝美町５番地１　Ａ３―402
債務者　寺口さゆり（旧姓京屋）
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６号
岩手県花巻市桜町２丁目104番地　コーポさくら103号、前住所岩手県花巻市石鳥谷町好地第２地割278番地３
債務者　藤本　嘉夫
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第２３号
山形県鶴岡市大岩川字沢山685番地
債務者　佐藤　　優
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第２９号
岐阜県多治見市幸町５丁目28番地、従前の住所札幌市白石区南郷通12丁目南３番19号　エクシード南郷403号
債務者　渡邉　基哉
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第３３号
岐阜県土岐市土岐津町土岐口1719番地の７　メゾンドールⅠ　Ａ―101号
債務者　木股　弘美
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第３５号
岐阜県土岐市土岐津町高山437番地の11
債務者　菅野　美穂
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第２６号
北海道砂川市空知太東３条５丁目２番８号
債務者　平野　勝美
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
山形県鶴岡市三和町３番10号
債務者　三浦　幸一
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第１９号
山形県鶴岡市三和町３番10号
債務者　三浦　和香
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
山形地方裁判所鶴岡支部